

令和4年2月7日

各町立学校長 様

斜里町教育委員会
教育長 岡田 秀明

オミクロン株の影響を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策
について（通知）

日ごろより、各学校においては、児童生徒、教職員、保護者等が一丸となって感染症対策と学びの保障の両立に多大な御尽力をいただいております。心から感謝申し上げます。

道内においても、潜伏期間が短く、感染力が高いとされるオミクロン株による感染者が急増し、道内の新規感染者数が3,000人を超える日が継続するなど危機的状況となっております。学校においても学級閉鎖等の臨時休業の措置を講じている学校数が相当数に上っております。こうした状況がみられる中、学校における感染拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続し、子ども一人一人の学びを保障していくことが重要です。

道においては、レベル分類表について、引き続き、全道域で「レベル2」が維持されますが、オミクロン株による感染拡大の状況を踏まえ、別紙を改訂したことに伴い、町立学校におきましても、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」に基づく、感染症対策を改めて確認の上、取組の徹底をお願いします。

つきましては、道教委からの「令和4年2月4日付け、教健体第1137号通知」及び「令和4年2月7日付け、教健体第1144号通知（別紙改訂）」に基づく対応としますので、本通知内容を確認するとともに、下記の点に特に留意し、各学校長のリーダーシップにより、適切な対応をお願いします。

記

- 1 「『新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について』の周知について」（令和4年2月1日付け教健体第1126号）に基づき、オミクロン株の濃厚接触者の待機期間を7日間とすること。
- 2 発熱の有無にかかわらず風邪症状等がみられる場合は、症状がなくなるまで登校させないよう、改めて児童生徒及び保護者に周知徹底を図ること。また、必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をすること。
- 3 これまで児童生徒又は同居の家族に症状等があつて、単なる風邪と判断して登校し、校内で感染が広がった事例があつたことから、同居の家族に風邪症状等がある場合は、登校させないようにし、これまで同様、保護者から感染が不安などで休ませたいと相談があつた児童生徒について、合理的な理由があると校長が判断した場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないことも可能であること（「衛生管理マニュアル」50～51ページ参照）。
- 4 「学校における寒冷な時季の換気について」（令和3年(2021年)10月18日付け教健体第737号通知）及び「長期休業明けの学校における新型コロナウイルス感染症対策について」（令和4年(2022年)1月12日付け教健体第1045号通知）を活用するなどして適切に換気すること。

- 5 新型コロナウイルスの感染者が出た学校や地域では、感染者やその家族への偏見・差別や、SNSによる誹謗中傷等が起こらないよう、日頃から児童生徒への指導の徹底を図ること。
- 6 各競技団体のガイドラインに基づかない対外試合、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を行わないこと。
- 7 部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での対策の徹底を図ること。

(生涯学習課)

学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた教育活動等について (2022. 2. 7 改訂)

令和4年2月7日
北海道教育庁

1 学校運営に係る重点配慮

(1) 学校保健委員会の開催

校長は、学校保健委員会を開催し、学校医や学校薬剤師等と連携強化を図り、改めて「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(以下「衛生管理マニュアル」という。)に基づき取組を徹底すること。その際、特に次の事項を徹底すること。

ア 効果的な体温・体調管理ツールを活用した健康観察及び手洗い・マスクの着用など、基本的な感染症対策を徹底すること。

イ 発熱の有無にかかわらず、当該児童生徒及び同居家族に風邪症状がある場合は、症状がなくなるまで自宅で休養すること。また、必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をすること。なお、自宅で休養する場合、欠席扱いとならないことやオンライン等による学びの保障の取組について、当該児童生徒及び保護者に丁寧に説明すること。

ウ 換気の徹底や身体的距離の確保など、集団感染のリスクへの対応を徹底すること。

エ 各教科等、給食等の食事をとる場面、休み時間、登下校等における具体的な感染症対策を徹底すること。

オ 児童生徒が感染症等について正しく理解し、学校内外を問わず、適切な行動をとることができるよう指導を行うこと。

(ア) 感染症を予防するには、身体全体の抵抗力を高めるため、適度な運動、バランスの取れた食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること。

(イ) マスクについては、その着用方法によって飛沫の補集効果に違いが生じることから、正しい方法で着用することが重要であること。また、一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることを踏まえ、マスクの素材によって効果が異なることに留意するとともに、布マスクは1日1回洗濯をすることを保護者に適宜情報提供すること(不織布マスクを推奨)。

(ウ) 給食を含む食事の前後の手洗いを徹底するとともに、席の配置の工夫、食事の際は飛沫を飛ばさないよう大声での会話を控える、食事後の歓談時にはマスクを着用するなどの対応が必要であること。

(エ) 感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないこと。また、ワクチン接種については、身体的な理由や様々な理由によって接種することができない人や接種を望まない人もいることに十分留意すること。

【参考】

- ・「感染症対策強化」のポイント



- ・マスク着用に関する啓発ビデオ（つけ方）
https://www.youtube.com/watch?v=26MDHomQU#Y&feature=emb_logo
- ・動画「北海道の冬季の寒さに配慮した学校の換気方法」
<https://www.youtube.com/watch?v=dbjLWFb1C7w>
- ・新型コロナウイルス感染症対策としての学校給食等の対応について
<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ktk/corona020526kyusyokutaiou2.pdf>
- ・新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html#project



(2) 部活動の指導体制の強化

校長は、部活動顧問会議等（「北海道の部活動の在り方に関する方針」4ページ参照）を開催し、次の対策を徹底すること。

- ア 健康観察を徹底するとともに、発熱の有無にかかわらず風邪症状等がある場合は、部活動を休み、自宅等で休養すること。
- イ 部活動前後には、常時マスクを正しく着用し、手指消毒又は手洗いを徹底すること。
- ウ 部活動前後の会食等は控え、活動終了後速やかに帰宅するよう指導すること。
- エ 部活動中においては、活動に支障がない限りマスクを着用すること。
- オ 更衣室はできる限り換気に努め、マスクを着用し、会話を控えること。
- カ 水分補給用のボトルやタオルなどを共有しないこと。
- キ 卒業生等が部活動を訪問した際には、検温等により健康状態等を確認するとともに、卒業生等に対してマスクの着用等を依頼すること。

(3) ICTを活用した学びの保障

臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、平常時におけるICT活用ルール等にとらわれることなく、家庭環境やセキュリティに留意しながらも、クラウドサービス等を活用した双方向のコミュニケーションにより、健康観察をはじめ、学習課題や授業動画等の配信、オンライン学習を実施すること。特に、小・中学校及び特別支援学校小中学部においては、児童生徒に1人1台端末が整備されたことを踏まえ、端末の持ち帰りを積極的に行うなど、配付された端末を最大限活用すること。

なお、休日に臨時休業等を決定した場合においても、端末を活用した学習等を実施することができるよう、例えば、毎週金曜日には児童生徒に端末を持ち帰らせたり、決定の翌日に感染対策を講じた上で、保護者や児童生徒に端末を配付したりするなど、あらかじめ準備しておくとともに、保護者とも共通理解を図っておくこと。

また、通信環境が整っておらず、自宅においてオンライン学習が実施できないなどの児童生徒に対しては、感染症対策を徹底した上で、学校等においてオンライン学習を行うなど、代替の対応を講じること。

教育局は各学校におけるオンライン学習実施の準備状況を把握し、未整備の学校に対しては、早急に準備を完了するよう必要な助言等を行うこと。

2 学校における留意事項

【期間：2月7日(月)～当面の間】

(1) 登下校・日課・授業

ア 衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底し、集団で行う活動など感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は、行わないこと（「衛生管理マニュアル」50～52ページ参照）。

イ 1人でも陽性者が判明した場合は、保健所の疫学調査が終了するまで、学級、学年、学校の臨時休業を幅広く実施し、その間はオンライン学習を実施すること。

(2) 寄宿舎

「新型コロナウイルス感染症の対策に係る寄宿舎の対応について」（令和2年(2020年)2月26日付け事務連絡）等を踏まえて、共有スペースや空き舎室の活用、食堂等の利用人数の制限、食事の時間をずらすなどして、3つの密が重なりやすくなる場面のリスクを避ける取組を徹底すること。また、寄宿舎利用中に発熱等の症状が出た場合の対応について改めて確認すること。

(3) 換気の徹底

寒冷な時季においても、サーキュレーターやCO₂モニター等の活用をはじめ、学校薬剤師等と連携して適切に換気を実施すること。

(4) 健康・行動チェック

日常生活をはじめ、修学旅行、部活動の大会等の事前・事後などの各場面において、児童生徒一人一人がICTを活用した入力フォーム「『さあチェック（SA-Check（セーフティ&アクションチェック））』の活用について」（令和3年(2021年)10月13日付け教健体第718号通知）等による健康・行動チェックを確実にを行い、教職員間で情報共有すること。

(5) 学校行事

ア 衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底すること。

イ 密集する運動や近距離で一斉に大きな声を出す活動など感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動は、実施を慎重に検討すること（「衛生管理マニュアル」50～52ページ参照）。

(6) 修学旅行、宿泊研修等泊を伴う活動

ア 実施に当たっては、保護者の意向も十分踏まえること。

イ 衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底すること。

ウ 旅行先の受入れの可否を確認した上で、「令和3年度における修学旅行等について」（令和3年(2021年)4月19日付け教高第159号通知）、「修学旅行中における児童生徒の健康観察等について」（令和3年(2021年)4月28日付け教義第132号通知）及び「修学旅行等の実施について」（令和3年(2021年)10月11日付け教義第683号通知）を踏まえて実施すること。

エ 感染リスクの高い活動は、実施を慎重に検討すること（「衛生管理マニュアル」59ページ参照）。

オ 道外の緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域を旅行先としないこと。

(7) 部活動(合宿等泊を伴う活動を含む。)

ア 活動を厳選（時間、人数、場所、活動内容）して、感染症対策を徹底の上、実施し、これによりがたい場合は休止すること（「衛生管理マニュアル」52～54ページ参照）。

イ 密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動など感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動は、行わないこと（「衛生管理マニュアル」53ページ参照）。

- ウ 健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染症対策の全校指導体制を確立すること。
- エ 各競技団体のガイドラインに基づかない対外試合、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等は行わないこと。
- オ 部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での対策の徹底を図ること。
- カ 大会への参加は校長判断のもと行い、主催者等の感染症対策を厳守すること。
- キ 上記のほか、特別の事情がある場合は、所管の教育局又は市町村教育委員会に相談すること。

(8) PCR等検査

児童生徒等が感染不安でPCR等検査の受検を希望する場合については、「長期休業明けの学校における新型コロナウイルス感染症対策について」（令和4年(2022年)1月12日付け教健体第1045号通知）で通知しているが、道では周囲に感染者が確認されたが、濃厚接触者から外れたりした行動歴等があるなど不安な場合は、受検するよう要請していることから、改めて、道の「PCR等検査無料化事業」を活用して無料で受検することを児童生徒及び保護者に周知すること。なお、道では道外・オミクロン株感染拡大地域に行っていた行動歴等があるなど不安な場合も受検するよう要請していること、また、道外等へ行く前であっても、日常生活において感染不安がある場合も受検可能であることから、次の①～⑤の場合で、児童生徒等が受検を希望する場合は、受検しやすい環境づくりに配慮すること。

- ①部活動の全道・全国の大会・コンクールに出場する場合
- ②集団宿泊的行事（修学旅行等）に参加する場合（管外への旅行の場合）
- ③医療機関、介護施設等の学校外で実習を行う場合
- ④就職試験、入学試験等の進路決定に関わる試験等を受ける場合（管外で受験等の場合）
- ⑤上記①～④のほか受入先や主催者等からPCR等検査の受検を求められている場合

3 部活動における大会等への参加（全道大会及び全国大会等への参加をいう。）

(1) 大会等参加への基本的な考え方

大会等主催者が、道教委からの要請（令和3年(2021年)10月11日付け教健体第711号）及び各競技団体等が作成している感染症対策ガイドラインに基づき運営している大会等は参加が可能であること。

(2) 大会等参加前

ア 大会等については、校長は大会等に参加する日から起算して5～7日前に学校保健委員会を開催し、大会等参加に当たっての感染症対策を協議するとともに、生徒が毎日報告している直近2週間分の健康観察（体温・体調、行動等入力フォーム等）の内容を確認し、必要に応じて学校医にも相談した上で、健康面で不安のある生徒及びその家族に対し、医療機関の受診（→PCR検査等）を促すなどの対策を行うこと（引率者についても、同様の対応を行うこと）。また、新型コロナウイルス感染症が学校の所在する地域でまん延する状況にある場合や、学校保健委員会開催日から起算して2週間以内に校内で生徒や教職員等の感染事例がある場合は、特に感染症対策の徹底を図ること。

なお、道立学校においては、当該健康観察（体温・体調、行動等入力フォーム等）を大会等参加の2日前に所管の教育局へ提出し、情報を共有すること。市町村立学校においては、当該市町村教育委員会に提出するなど情報共有を図る体制づくりに努めること。

- イ 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止中の生徒及び同感染症により職務専念義務を免除されている教職員は参加させないこと。
- ウ 参加者は、主催者が作成した健康観察カード等に、体温、体調等を正確に記録するとともに、毎日、部活動の顧問等が確認すること。
- エ 参加者は、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、自宅で休養するとともに、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。
- オ 全道大会など、他の管内に移動する場合は、極力人流を減らす観点から、参加者を厳選すること。
- カ 大会等参加に当たっては、保護者に主催者や部活動の感染症対策を確認した上で、承諾を得るとともに、家庭での感染症対策の徹底を依頼すること。
- キ 開催地に移動する場合は、常にマスクを着用し、会話を控えることはもとより、バス等の車両で移動する際は、車両の換気に加え、定期的に休憩を取り、車外に出るなどの対策を行うこと。
- ク 大会2週間前から、社会人や卒業生との合同練習等、外部との接触の機会については、地域のまん延状況を考慮して判断すること。

(3) 大会等期間中

- ア 毎日、引率者等が参加者の体温、体調等を確認するとともに、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。
- イ 大会等の期間は、主催者の新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項や指示を遵守すること。
- ウ 支障のない限りマスクを着用すること。
- エ 食事の際は、黙食を徹底し、会話をするときは必ずマスクを着用すること。
- オ 更衣室では、会話を控え、人数や時間を制限するなど密を回避すること。
- カ 会場に入る前は、主催者による検温、手指消毒等を徹底すること。
- キ 宿泊する場合は、できる限り部屋の人数を削減し、マスクの着用など感染症対策の徹底を図ること。また、宿泊施設によるガイドライン等に従うとともに、会場への移動以外、外出は控えること。
- ク 試合の場面以外では、マスクを着用し、他校の生徒との接触を控えること。
- ケ 競技中のベンチ等では、大声での指示出しや応援をせず、座って静かにすること。
- コ 保護者等の試合観戦については、主催者の指示等を遵守するよう予め伝えておくこと。

(4) 大会等終了後

- ア 開催地の感染状況を踏まえ、生徒は3日間程度休養したり、道の「PCR等検査無料化事業」や民間検査機関等のPCR検査等を活用したりするなど、感染拡大防止に努めること。

引率者等の教職員は、帰着後3日間程度、可能な限り生徒や他の教職員等との接触を減らすなど、感染症対策に万全を期すこと。なお、道立学校においては、この間において、校長が校務の運営に支障がないと認める場合には、「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における道立学校職員の在宅勤務実施要領」第2条第8号に定める「教育長が特に必要と認める職員」として在宅勤務の対象とするものとし、その承認に当たっては、教職員課への協議を不要とすること。また、市町村立学校においては、道立学校の例を参考に適切に対応すること。

校長は、大会等終了直後から2週間分の生徒の健康観察の内容を毎日確認し、必要に応じて学校保健委員会を開催し、学校医にも相談した上で、健康面で不安のある生徒及びその家族に対し、医療機関の受診(→PCR検査等)を促すなどの対策を

行うこと(引率者についても、同様の対応を行うこと。)

イ 参加者は、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、自宅で休養するとともに、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。

4 臨時休業等の取扱い

衛生管理マニュアルに基づくとともに、児童生徒等が濃厚接触者となりPCR検査等を受検することとなった場合は、直ちに保護者等から連絡を受ける体制を整え、児童生徒と同居家族の感染状況を速やかに把握し、休業等の措置の準備をすること。受検者が陽性となった場合は、保健所の疫学調査の結果が出るまでの間、学級、学年及び全校での迅速かつ、幅広い休業等の措置を講じること。その後の保健所の疫学調査を踏まえ、休業等の期間や休業する学級等の範囲を適切に判断すること。また、教職員の感染により、日課どおり授業が実施できないなど、教育活動に支障が生じることも考えられることから、状況に応じて、臨時休業や授業時間の短縮等適切に判断すること。なお、休業等の期間の長短にかかわらず、オンライン学習等により学びを保障するとともに、保護者が家庭で児童生徒の監護ができない場合や児童生徒の留守番が困難な場合等は、可能な範囲で学校等に居場所を確保するよう努めること。

また、児童生徒や同居家族の感染状況の把握に当たっては、十分家庭等と連携を図ること。

なお、このことについては、「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた臨時休業等の取扱いについて」(令和4年(2022年)1月25日付け教健体第1100号通知)、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」の周知について」(令和4年(2022年)2月1日付け教健体第1126号通知)及び「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について」(令和4年(2022年)2月2日付け教健体第1132号通知)を踏まえ、適切に対応すること。

5 学校での感染拡大時の対応

学校において集団感染が発生した場合は、「学校における新型コロナウイルス感染症対策について」(令和4年(2022年)1月21日付け教健体第1094号通知)の別添「学校における集団感染発生時の基本的対応」により対応すること。

また、教職員に感染が広がり学校運営に支障が生じる場合に備え、学びの継続の観点から、教職員全員に感染が広がり臨時休業する場合や、半数程度の教職員に感染が広がった場合、一部の教職員に感染が広がった場合など、様々な場面を想定し、あらかじめ校内体制や教育課程、オンライン学習などをシミュレーションし、業務継続計画(BCP)に基づき、不測の事態に備えること。